

紫波町スポーツ少年団本部規程

(設 置)

第1条 一般財団法人紫波町体育協会（以下、「この法人」という。）は定款第36条に基づく内部組織として「紫波町スポーツ少年団本部」を設置する。

(目的及び事業)

第2条 紫波町スポーツ少年団本部は、この法人の定款第4条第3号に掲げるスポーツ少年団の育成支援に関連する次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録と育成及び活動推進
- (2) 指導者及びリーダーの養成と組織の強化
- (3) 母集団（育成会、後援会）の育成強化
- (4) 運動適正テストの実施及びスポーツ大会の開催
- (5) その他、目的達成に必要と認める事項

(組 織)

第3条 紫波町スポーツ少年団は町内のスポーツ少年団によって構成され、本部はそれを代表する組織である。

2 本部委員は単位団の指導者代表1名とこの法人の会長が委嘱する委員で構成する。

(登 録)

第4条 紫波町スポーツ少年団への加入は、岩手県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団への登録をもつて行う。

(設置及び任期)

第5条 本部には次の役員を置き、任期は2年とする。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名以内
- (3) 常任委員 5名以内

2 役員は委員の互選により選出する。

3 本部長は「紫波町スポーツ少年団本部」を代表し、団務を統轄する。副本部長は本部長を補佐し、本部長事故あるときは、これを代理する。

(会 議)

第6条 会議は本部委員会議、常任委員会議とし、必要に応じそれぞれ本部長が招集し、会議の議長となり運営する。

(報 告)

第7条 本部長は会議に於ける重要決定事項について、理事会に報告するものとする。

附 則

- 1 昭和58年4月1日に施行された「紫波町スポーツ少年団本部規程」は廃止する。
- 2 この規程は、一般財団法人紫波町体育協会設立の日（平成26年10月1日）より施行する。